

令和4年度第11回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和5年2月15日

場所 十和田市役所本館3階庁議室

令和4年度第11回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室

2. 開 会 日 時 令和5年2月15日(水) 午後2時7分

3. 閉 会 日 時 令和5年2月15日(水) 午後2時35分

4. 出席農業委員(18名)

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 米田拓実君  | 2番  | 中野雄一郎君 |
| 3番  | 芋田一弘君  | 4番  | 立崎和寿君  |
| 5番  | 山田利昭君  | 6番  | 小笠原秋彦君 |
| 7番  | 稲田優憲君  | 8番  | 柿本広一君  |
| 9番  | 奥山博君   | 10番 | 小田正喜君  |
| 11番 | 外山康仁君  | 12番 | 小笠原和男君 |
| 13番 | 箕輪展忠君  | 14番 | 竹浦寿広君  |
| 15番 | 野崎さち子君 | 17番 | 力石堅太郎君 |
| 18番 | 山崎誠一君  | 19番 | 杉山秀明君  |

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(14名)

|          |        |          |        |
|----------|--------|----------|--------|
| 旧十和田湖町地区 | 白山雄治郎君 | 旧十和田湖町地区 | 中屋敷鉄男君 |
| 三本木地区    | 関川明君   | 三本木地区    | 山端敏行君  |
| 四和地区     | 工藤優美子君 | 深持地区     | 沢目勝弘君  |
| 切田地区     | 若沢弘幸君  | 切田地区     | 中川原彰造君 |
| 大深内地区    | 斗沢信一君  | 大深内地区    | 大平靖四郎君 |
| 伝法寺地区    | 工藤美江子君 | 東部地区     | 山端至誠君  |
| 藤坂地区     | 松田賢志君  | 六日町地区    | 竹ヶ原竹夫君 |

## 7. 会議に付した案件

- 報告第50号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第51号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について  
報告第52号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第53号 農用地利用配分計画の認可について  
報告第53号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について  
議案第54号 公売買受適格者の証明について  
議案第55号 特定農地貸付けに関する農業委員会の承認について  
議案第56号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について  
議案第57号 十和田市農用地利用集積計画の決定について  
議案第58号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第59号 令和5年度農作業労働賃金等標準額について

## 8. 議事録署名委員

10番 小田正喜君                      14番 竹浦寿広君

## 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

|         |      |         |       |
|---------|------|---------|-------|
| 事務局長    | 横岡聖一 | 事務局次長   | 安本宗徳  |
| 事務局農地係長 | 小笠原満 | 事務局振興係長 | 苫米地慶  |
| 事務局主査   | 村中健大 | 事務局主査   | 佐々木徳幸 |
| 事務局主事   | 佐藤菜奈 |         |       |

## 10. 書 記

事務局主事 佐藤菜奈

議 長（杉山秀明君）本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年2月6日に告示招集いたしました、令和4年度第11回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。10番 小田 正喜 委員、14番 竹浦 寿広 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第50号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）議案書の1ページをお願いいたします。報告第50号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、2ページから5ページまでの合計16件56筆130,951平方メートルです。今後の意向につきましては、69番は別人と売買、70番は別人と機構で貸借、71番は農地として管理、72番は自ら耕作、73番は別人と貸借、74番は農地として管理、75番は今後転用申請の予定です。4ページの76番から78番までは別人と貸借、79番は別人と売買、80番は別人と貸借、81番は自ら耕作です。5ページの82番は貸借のあっせんの希望が出されております。83番、84番は別人と貸借の予定となっております。次に6ページです。農地中間管理事業によるものが6ページから9ページまでの合計15件19筆47,04

3平方メートルです。今後の意向は、42番、43番は受け手の変更、44番は農地として管理、7ページの45番と49番については同じ受け手と賃貸借から使用貸借への切替で、今回土地利用集積計画の議案が上程されています。46番、47番、48番は農地として管理。次に8ページの50番は別人と売買、51番についても同じ受け手と使用貸借への切替で、こちらも議案が上程されています。52番は受け手の変更、53番は農地として管理、54番と56番は受け手の変更、55番は自ら耕作となっております。なお、今回協力の返還対象となるものはございません。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第50号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第51号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）10ページをお願いいたします。報告第51号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は11ページから15ページです。今回は、合計14件81筆152,875.90平方メートルです。取得事由はすべて相続によるものです。取得後の内容について、13ページの142番は2筆ございすが大沢田早坂の農地について、今回贈与での所有権移転が議案として上程されています。もう1筆は今後売買の予定です。また14ページの143番についても、同じく贈与での所有権移転の議案が今回上程されています。その他の取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、賃借中などとなっております。また今回、あっせんの希望はございません。なお、現況が宅地、山林など農地以外の用途になっているものについては今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第51号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第52号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）16ページをお願いします。報告第52号、農地の転用事実に関

する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。17ページです。今回の照会は、合計2件2筆411.44平方メートルで、現地調査は令和5年2月6日に実施し、法務局への回答は令和5年2月8日に行っております。33番は、十和田観光電鉄三本木営業所から南西に約250メートルの地点です。申請地は水路になっており、農地としての利用は困難であることから非農地と判断しております。34番は、ケーズデンキ十和田店から北に約450メートルの地点です。申請地には、住宅と小屋が建っています。明らかな建築年は不明ですが、現地確認の状況から20年以上は経過していると思われる、税務課税台帳においても現況地目宅地であることから非農地と判断しております。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第52号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第53号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）18ページをお願いいたします。報告第53号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は令和5年1月23日です。19ページです。今回は使用貸借による権利設定で、合計3件8筆23,076平方メートルです。すべて新規の権利設定で、期間は4番が8年、5番と6番は5年となっております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第53号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当いたしました調査班の調査員は、外山班長、山田委員、野崎委員の3名です。令和5年2月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議 長（杉山秀明君）次に議案第53号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君） 20ページをお願いいたします。議案第53号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は21ページから26ページです。以上です。

議長（杉山秀明君） 許可申請に係る現地調査の結果について報告願います。11番外山 康仁 委員をお願いいたします。

報告委員（外山康仁君） 農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は合計20件です。内訳は所有権移転9件、賃借権設定11件です。はじめに所有権移転についてです。21ページ75番から78番までが売買によるもの、22ページ79番は親戚へ、80番は知人へ、81番及び23ページ83番は子へ、82番は兄へ贈与するものです。次に賃借権設定についてです。24ページ27番から26ページ37番は労力不足によるものです。今回の申請について現地確認及び写真確認を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおりすべての申請は許可要件を満たしていると考えます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君） 外山委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） ご異議なしと認めます。よって議案第53号は許可することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君） 次に議案第54号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君） 27ページをお願いいたします。議案第54号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので審議を求める件です。なお、当該適格者が買受人となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したとき

は、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとします。内容は28ページです。申請番号2番の土地は、令和4年6月の第3回総会の報告第17号で農地と報告済みのものです。入札日は、令和5年2月24日、売却決定日は3月10日です。今回の願出人につきましては、お手元の農地法第3条調査書に記載のとおり、許可要件のすべてを満たしていると認められます。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第54号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第55号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）29ページをお願いいたします。議案第55号、特定農地貸付けに関する農業委員会の承認について。特定農地貸付けに関する農地等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、別表のとおり十和田市長から申請があったので承認を求める件です。内容は30ページから31ページです。十和田市長から申請のあった農地は別表の3筆です。十和田市が農地を借り上げ市民農園として開設するためのものです。東地区と西地区に1箇所ずつの計2箇所に開設します。それぞれ各40区画で、1区画は約50平方メートルとし市内在住の農業を営んでいない方に無料で貸し出す予定です。開設場所は昨年度と同じ場所で、地図に示しておりますとおり、東地区はスーパーヤマヨから東に約300メートルの地点、西地区はカケモ西金崎店から東に約200メートルの地点です。農業委員会において、承認にあたり留意すべき要件としては、貸付規定が定められているか、周辺の農地の利用に支障を及ぼす恐れがないか、妥当な規模か、利用者の募集及び選考方法が公平かつ適正か、また適正かつ円滑に利用される体制が確保されているかなどとなっております。貸付規定については31ページにお示ししたとおり定められております。その他の事項については、担当課である農林畜産課に確認し、要件は満たしていると判断されます。なお、承認にあたっては例年と同様、市民農園利用者に対し、近隣居住者の迷惑となる行動がないよう配慮することを要望意見として付したいと考え



ております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第55号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第56号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）32ページをお願いします。議案第56号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は33ページです。今回は、合計4件7筆14,292平方メートルです。以上です。

議長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに、三本木地区 関川 明 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（関川 明 君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。25番、27番について、令和5年1月25日午前10時、農業委員会会長室において農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）関川推進委員ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、切田地区 中川原 彰造 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（中川原彰造君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。26番について、令和5年1月11日午前9時、農業委員会会長室において農用地の利

用関係の調整を行いました。本件は出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）次に、藤坂地区 松田 賢志 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（松田賢志君）農用地利用調整会議の調整内容について報告いたします。28番について、令和5年1月25日12時20分、農業委員会会長室において農用地の利用関係の調整を行いました。本件は出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）松田推進委員ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）事務局から補足説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）ただいま、各委員のみなさまからご報告いただきました調整の結果、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件につきましては、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、すべて適であると判断いたしております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第56号は、要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時30分

（ \_\_\_\_\_委員、 \_\_\_\_\_委員 退席 ）

再開 午後2時30分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に議案第57号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）34ページをお願いいたします。議案第57号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定は35ページから44ページです。今回は、合計18件86筆186,868平方メートルです。再設定は38ページの60番のみで、その他はすべて新規の権利設定です。利用権の設定期間は54番10年、55番は5年、56番は10年、57番は7年、58番は5年、59番が3年、60番から62番までが5年、63番、64番は10年、65番が5年、66番が10年、42ページの67番から44ページ71番までは5年となっております。次に使用貸借による権利設定は45ページから48ページです。使用貸借権の設定は、合計7件15筆35,474平方メートルです。43番から45番までは新規の権利設定で、設定期間は10年です。46番は新規で5年、47番から49番までは賃貸借から使用貸借への切替えによる再設定で、設定期間は順に3年、5年、6年となっております。なお、今回協力金の対象となるものはございません。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第57号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時34分

( \_\_\_\_\_ 委員、 \_\_\_\_\_ 委員 着席 )

再開 午後2時34分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議 長（杉山秀明君）次に議案第58号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）59ページをお願いします。議案第58号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は50ページです。今回は、1件2筆4,230平方メートルです。事務局から農地区分の判断などについて、ご説明いたします。59番の転用事由は、農地を売買で取得し資材置場及び駐車場を整備するものです。場所は、十和田観光電鉄三本木営業所から南西に約250メートルの地点です。農地区分については、申請地から300メートル以内にバスターミナルがあるため第3種農地に該当します。なお、本件は一部農地以外の土地を含んだ非農地併用の事業です。また、今回の申請に係る農地の一部を既に駐車場として利用しているため、始末書付きでの申請となります。以上です。

議 長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。5番 山田 利昭 委員お願いいたします。

報告委員（山田利昭君）農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地転用申請は1件です。令和5年2月6日午前9時、調査員3名による現地調査を行い、同日午後1時30分、市役所別館4階会議室1において聴取調査を行いました。現地調査及び聴取調査について、どちらも問題はありませんでした。なお、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりますので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）山田委員ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (杉山秀明君) ご異議なしと認めます。よって議案第58号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長 (杉山秀明君) 次に、議案第59号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長 (横岡聖一君) 51ページをお願いいたします。議案第59号、令和5年度農作業労働賃金等標準額について。令和5年度農作業労働賃金等標準額の決定について審議を求める件です。内容は52ページです。令和5年度における各項目の金額につきましては、先月の全員協議会で事前に事務局の案をお示しいたしました。その後2月7日に、JA十和田おいらせ、市農林畜産課、農業委員会の3者で検討会を開催し協議会を行いました。その結果、農業機械利用料の乾燥と糶摺の項目について事務局案の一部が変更となりました。理由としましては、昨今の燃料費、電気料等の高騰を受け、JAや糶摺組合の料金が値上がりしていることから、これとの均衡を図ることとし、乾燥を190円アップの1,020円、糶摺を120円アップの850円といたしました。その他の項目につきましては、先月お示ししました案からの変更はございません。なお、本議案をご審議いただき承認されました際には、市のホームページに掲載し公表するとともにチラシを作成しまして、JAの外務の配布等を通じて農業者また市民の皆様にはお知らせする予定としております。以上です。

議長 (杉山秀明君) これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (杉山秀明君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (杉山秀明君) ご異議なしと認めます。よって議案第59号は承認することに決定いたしました。

議長 (杉山秀明君) 以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和4年度第11回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

———— 閉会 午後2時41分 ————